The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『養老縁起』 : 解題と本文
Author(s)	伊井, 春樹
Citation	詞林. 1993, 14, p. 47-56
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67340
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『養老縁起』

―解題と本文―

伊井　春樹

一

養老の滝に関する奈良絵本は、これまでのところ穂久邇文庫蔵『養老の縁起』が唯一の存在として知られているにすぎない（『未刊御伽草子集と研究（三）』所収、未刊国文資料）。ただ、これは天皇の行幸にいたる内容が中心をなしており、『古今著聞集』などでの孝子が養老の滝を発見する説話とは重ならないため、前半を欠いた伝本と位置づけらる。ところがこの前半部に相当する『養老の縁起絵巻』が近年出現し、大阪青山短期大学の所蔵するところとなり、詳細に調査する機会が与えられた。穂久邇文庫本との関連や成立等については別に考察したのでそれに譲るとして（「『養老の縁起絵巻』の成立」『古筆学の成果』古筆学叢林第五巻所収、一九九四年刊予定）、ここでは青山短大本と密接な関連を持つ『養老縁起』の本文を提供し、その意義を解題として付すことにする。

〈養老縁起〉に類する書名を持つ資料は、『国書総目録』によると数本見いだすにすぎないが、その内の一本はすでに『説話資料集第四冊』（碧沖洞叢書）に収載される①『養老寺来由縁起略』で、これ以外に今のところ私の披見したのは②東京大学附属図書館蔵『養老滝縁起』と③岐阜県立図書館蔵『養老縁起』の二本である。これらの諸本は、内容や表現の違いから①と②③との二つに分類でき、後者はとりわけ青山短大本と同文関係にあることは、前掲の拙論に述べたところである。本稿では、東京大学図書館本を底本通りに翻字し、岐阜県立図書館本で校合した。いずれも四半本で料紙は楮紙袋綴本、江戸後期の書写である。

東京大学本は、後補表紙に「養老縁起　全」と左肩に題簽、元表紙には中央に「養老縁記（ママ）」と打ち付け書きする。墨付き第一丁表に「南葵文庫」の朱印、本文は一面七行書き、「抑養老の滝と申事は」から語り始められ、「仍養老之縁起如件」と終えた後に「養老五暦*■七月朔日」とし、続いて「抑雖為霊地云々」とその後の養老寺の再建にいたるいきさつを記す。これま

でを前段と称し、以下を後段と呼ぶことにするが、岐阜県立図書館本はこの部分を持たず、前段だけを収める伝本である。後段を概略示すと、養老寺は霊地ではあるものの、たび重なる兵乱でほとんど廃絶しかけてしまい、誰もその状態を嘆かずにはおれなかったという。徳永式部卿法印寿昌は、「不思議」な夢を見ていながら、養老縁起の源丞妻のように、夢の意義を深く考えることなくいたずらに日を過ごしていた。ところがある折、寿昌はこの旧跡を訪れて眺めると、山の姿や滝、木立、庭石などすべて夢と異ならないことを知り、天下国家の平穏と武運長久のために養老寺の再建を発意するにいたったのである。このあたりの本文はかなり乱れているのと、事実関係に誤りがあるようで、慶長十二年（一六〇七）林鐘（六月）中旬に「思立」ったとするが、前後の文脈からすれば再建の開始はこれ以前でなければならなく、表現は異なりながらもほぼ同内容を持つ『養老寺来由縁起略』の「一ツハ天下長久の為、一ツハ万民安全の為と、丹志を運び、慶長十二年丁未の秋、殿堂坊舎再建の造営悉く成就せり」とするのが正確であろう。

天正の頃、豊臣秀次が五山の名僧、八宗の知者、歌道では紹巴も加えて謡曲百番の注を作らせ、その成果としての褒美なのであろう、金銀数千両が下賜されたという。その内の「養老之謡注」を寿昌が申し請け、再建した養老寺に寄進したのである。なお、『養老寺来由縁起略』では、「又天正年中関白秀吉公、諸家の知識及び紹巴法橋なんどに仰られて、謡百番の注釈を作らしむ」とし、下命者を秀吉とするが、これは秀次が正しい。この折の注釈が『謡抄』十冊で、文禄四年（一五九五）三月に玄圃霊三などの禅僧や天台の僧等、それに山科言経が楽道・有職故実、歌道の方面としては紹巴などが召されての大事業であった（『日本古典文学大辞典』）。同年七月に秀次は自殺に追いやられたため作業は断絶したものの、言経などの努力によって慶長五年頃にまとめられて完成したという。そのうちの『養老』の注釈本を、寿昌が再建した養老寺に奉納したというのである。

このほか、寿昌は不動堂を建て、菊水と称する滝水を流れ巡らし、万人の長寿のはかりごととしたとして、慶長十二年七月十四日の日付と自署をする。いわゆる後段の跋文は寿昌自らが再建の経緯を記し、養老寺の存在を主張しようとした書といえるであろう。『養老寺来由縁起略』によると、「慶長の頃、当国高須の城主三品徳永法印寿昌」と紹介され、『岐阜県史　史料編』には養老部に慶長十四年三月八日、同十五年五月七日他の寿昌の書状が収められる。

東大本はこの後に延宝九年（一六八一）四月二十一日とするものの、本書はその転写本である。さらに特色としては、すべてを終えた後に「抑此養老の滝と申事云々」と、ふたたび縁起が同筆によって初めから書写されていることで、巻末には同じく「養老五暦戊申七月朔日」とするが、この後半の重複部分が後段を持たない岐阜県立図書館本と一致することになる。

二

岐阜県立図書館本についても触れておくと、表紙には中央と左肩に打ち付け書きで「養老滝縁起」とし、見返しには天保十五年に書写した旨の書きつけを見いだす。一面七行書きの袋綴本、内容はすでに述べたように東大本の前段と共通しており、本文を終えた後裏表紙に「養老五暦（ママ）七月朔日」とする。東大本と比べると誤写もあるようで、翻字では校合として用いた。

岐阜県本では、すでに指摘したように寿昌の付記した後段の跋文を持たないが、別種とした縁起の『養老寺来由縁起略』には、表現が異なるとはいえほぼ同内容が追記される。ただ、ここでは孝行譚による養老の滝発見から寿昌の再建にいたるまでが連続して記され、

一度此寺に詣、信心の掌を合せ、或ハ滝に洗俗し、或ハ菊水を服するものハ、現世ハ正に其願を成満し、当来ハ安養浄土に到らん事疑有べからず。不動観音二尊の霊験古今相伝へて甚多し。世に知る所にして、悉くしるすに暇あらず。是を省略す。猶又別紙に委悉せり。仍て当寺の略縁起の旨趣件の如し。（私に句読点、濁点を付した）

と、全体が養老寺の縁起としての性格を持たせた叙述とする。東大本と比較するため後段とした部分を見ると、すでに考察したように内容としてはほぼ重なりを示し、養老寺がすでに九百年の星霜を経、さらに兵乱のため寺院坊舎も絶えかけていたところ、寿昌によって慶長十二年に再建されたこと、謡本の注釈書のうち「養老」一冊が奉納されたことなどを記す。東大本に存在しない記述としては、造営の成就した後、寺前に松を植えたのだが、これが現存する松永松であるとし、本尊の不動尊は美濃国の生津（なまず）の地から鯰に乗って出現し、この地に飛び移って滝を守護しているため、滝を参詣する人は鯰を口にしてはならなく、制禁に背く者はいちじるしい厳罰に処せられる、といったところである。もっとも後者の鯰の伝説は、東大本では前段の中に組み込まれる。

養老縁起の中心をなす前段は、内容から次のように四段に分けることができる。

第一段　養老の滝と泉の発見、親子三人の長寿。

源丞内は妻と老母を置いて所の役のため上京、留守の間妻女は孝養を尽くし、やがて夢想によって滝と泉を発見し、帰国した夫と三人若返って暮らす。

第二段　養老の水を若水として用いたこと。

養老の滝水は雄略天皇の叡聞するところとなり、勅使を下して調べさせ、帰京後の報告により菊水と名づけ、年々の若水とすることになる。

第三段　白山権現の垂跡と養老の年号

源丞内の子孫の代となり、これまた世に聞こえた親孝行で正直者であった。ある夜の夢に白山権現の化した老翁が現れ、大木の上に鳥の巣があり、その中の宝を与えると告

げ、翌日確かめると鷲の巣には十二個の卵があった。鷲が飛び来たって巣に止った後、今度は北を指して飛び去ったため、子孫の男は後を追って白山までたどると、そこでの夢にふたたび権現の老翁が養老に垂跡する意向を述べる。もとの地に戻って卵を見ると金銀の宝珠と変じ、取れども尽きることなく、一宇を建立して帝に奏聞する。元正天皇は勅使を下し、寺を養老寺と号し、年号も養老元年とすることになる。

第四段　白山権現と不動明王の由来

滝水に浴し、菊水を服する者は「三毒諸病」を癒し、若返るとともに家は富貴になるとされ、その奇特は今も変らないという。里には白山権現の社を建て、滝元には不動明王を勧請するが、とりわけ不動明王は生津の地から鯰に乗って滝守となったため、参詣人で鯰を食する者は罰をこうむることになるとする。この滝に詣でて菊水を服し、寺に参詣する者は「今生にては無比安楽之身成、来世にては安養浄土え迎取給べき」とし、末に「養老之縁起如件」として縁起を終える。

この四段のうち、第一段が内容だけではなく文章そのものも青山短大本の詞書とほとんど重なりを示しており、これによって縁起から奈良絵本への成立過程を知ることができる。また、保久邇文庫本は内容としては第二段だが、この方は第一段に見るような影響関係はまったく認められず、縁起とは別の資料によっているのであろう。

四段落に分けた内容のうち、一段と二段は源丞内の生きた雄略天皇時代、第三段と四段はそれから数百年後の子孫の元正天皇時代とし、養老元年に養老寺が整備され、巻末に養老五年七月と記すように、皇室及び人々の尊崇はますます盛んであるというのである。これが『古今著聞集』などになると、元正天皇の代に「賤き男」が滝を発見し、行幸があって養老と年号を改めた説話へ統合されるにいたる。

三

『養老寺来由縁起略』でも、左に述べた四段の順に縁起の内容が展開しており、内容文辞ともにほぼ同本関係にありながら、また少しずつ微妙な異なりも示す。東大本では第三段の「夜明て彼木に上みれば、一の鷲の巣有。其中に十二の卵あり。是哉覧と思ひ取て帰けり」とするのに対し、『縁起略』では「夜明て彼木に登りみるに、果して鷲のあり。中に十二の卵有。則是を取、家に帰りて櫃に収む」と、新しく傍線部分が加えられる。子孫の男は「一宇の寺を建立」し帝へ奏聞するが、「元正天皇聞召、誠目出度様なりとて、任先例勅使を御立有而、寺を養老寺、則年号をも改て養老元年と申也」とある。『縁起略』でのこの部分は、

此事天聴に及び、人王四十四代元正天皇御幸ましく、御手自滝の水、菊水を汲せられ、御痛所を洗はせ給へば、早速御然快遊され、則御称美の余り年号をも改め、養老元年とし給へ、寺号をも改めて養老寺と名付給へり。

と、同じようでありながら、かなり内容を異にしているともいえるであろう。ここでは天皇は勅使を派遣したのではなく自ら行幸し、菊水で「痛所」を洗うとたちまち治癒したため、それを称美して年号を改め、寺号も滝の名によって養老寺としたのだという。

『縁起略』のように元正天皇が行幸し、自ら体験して「痛所」に水を注いだというのは、明らかに『続日本紀』の影響によっており、養老元年十一月の条に元正天皇は美濃国へ行幸し、「自ラ盥ニ手面ヲ。皮膚如シ滑ナルカ。亦洗ニ痛処ヲ。無シ不ト去コト除癒ヘ。」と、手面は滑らかになるし、患部を洗うとすっかりよくなったと記す。いわばこの本文は、行幸しなかったという誤りを史実によって訂正し、さらにそこでの帝の行動を具体的に記したわけで、成立からすると東大本の方がもとの姿だったと考えられる。広く知られた元正天皇の行幸と養老への改元の事実を無視し、勅使だけを派遣したのだと本文を改めることなどまずあり得なく、より正確にするため手を加えて改訂したのが『縁起略』本だったと判断できる。

東大本ではこの後に第四段が置かれ、ここまでが本来の縁起であったとして成立した養老五年七月の年月を付し、後段の慶長十二年七月とする寿昌による跋文が追記される体裁をとる。『縁起略』では第四段がなく、右に引用した本文に続いて「夫より度々の兵乱当院の盛衰更定ならず、星霜九百年に及び、寺院坊舎漸絶なんとす」と、寿昌の再建譚が位置する。跋文も取り込み、ひとつにまとめて縁起にする意図のようで、それだけに東大本の前段末尾に付されていた「仍養老之縁起如件」の一句が、『縁起略』ではすべての本文が終った最後に「当寺の略縁起の旨趣件の如し」と添える作為もしたのである。

すでに記したように、ここでは東京大学附属図書館本を翻字し、岐阜県立図書館本で校合した。翻刻の許可に対して深謝申し上げる次第である。なお、漢字と仮名、仮名遣いの違い等は取り上げなかった。

（いい・はるき）

Web公開に際し、
翻刻は省略しました

web公開に際し、翻刻は省略しました

web公開に際し、翻刻は省略しました

web公開に際し、翻刻は省略しました

web公開に際し、翻刻は省略しました

web公開に際し、翻刻は省略しました